

三井越後屋上之店の目録（会計報告書）

— 宝永七年下期、寛保三年上期、文政元年下期 —

西川 登

「上之店」は三井越後屋の「本店一巻」を構成した諸店の中のひとつで、財団法人三井文庫（東京都中野区上高田に所在）に所蔵されている同店の「目録」（会計報告書）は、一七二〇年上期の「寅ノ正月ノ七月迄目録」（資料番号、本二〇三三—一八）、同年下期の「寅ノ七月ノ極月迄目録」（本二〇三三—一六）、一七二一年上期の「卯正月ノ七月迄目録」（本二〇三三—一八）、同年下期の「卯七月ノ極月迄目録」（本二〇三三—一九）、一七二三年の「正徳三年巳七月ノ極月迄目録」（本二〇三三—一七）、一七四三年の「寛保三癸亥歳從正月七月迄目録」（続三三三—八四）、同じく「寛保三癸亥歳從七月極月迄目録」（続三三三—九一）が断片的に現存し、一八一八年上期の「文政元 戊寅歳 從正月七月迄上之店目録」（続三三四—〇五）からは、一八七一年上期の「明治四辛未年從正月至七月勘定目録」（続四一七—一七）まで、ほとんど欠けることなく揃っている。なお、各「目録」の決算日は七月十四日と極月（十二月）晦日であり、閏月がなければ、上期の会計期間が六・五ヶ月、下期が五・五ヶ月となる。

この史料紹介では副題に示したように、一七二〇年（宝永七庚寅年）下期、一七四三年（寛保三癸亥年）上期、

および一八一八年（文政元戊寅年）下期の「上之店」の「目録」の全文を翻刻する。史料を掲げる前に、「上之店」の性格や「目録」に記載された財務諸表の計算構造などについて、解説を記しておきたい。

さて、江戸時代の三井家は呉服業と金融業とを主たる事業としていた。一七一〇年に全事業と家政の統制機

関である「大元方」^{おおもとかた}が創設された際に、京都・江戸・大坂（大阪）に所在する呉服関係の諸店が、「京本店」^{ほんだな}（店

名前、越後屋八郎右衛門）を統轄店とするグループにまとめられ^{拙著『三井家勅定管見』〔1937〕一〇六、一〇七頁}、このグループが「本店

一卷」と呼ばれた。この一卷^{（一卷は集）}の構成店の一つであった「上之店」は、京都の寺之内通新猪熊東町北

側に店舗を構え、越後屋喜左衛門の店名前で、主として西陣物の直買付^{じき}を行なった^{（三井文庫編『三井事業史』資料篇一〔1937〕七六六頁）}。

「上之店」は仕入れた商品のほとんどを「京本店」に販売した。たとえば、一七一〇年下期では銀九〇〇貫一九

九匁九分の総売上高のうち八一六貫七七五匁九分を（91%）、一七四三年下期では一二三四貫五一匁六分のうち

一二〇〇貫一五匁九分を（97%）、一八一八年下期では四五四貫一八六匁五分のうち四二二三貫五六匁を（93%）、

「京本店」に売った^{（後掲の表1-1、表2-2、表3参照）}。なお、同じ期の「京本店」の総仕入高はそれぞれ、四三二二貫二二四

匁二分五厘^{（宝永七歳寅七月極月迄）}、六九九九貫七〇〇匁五分^{（寛保三癸亥年七月ヨリ極月迄）}、および三八七九貫

五三二匁三分四厘^{（前掲拙著）}であった。つまり、「京本店」の仕入高のうちで「上之店」からのものは五分の

一以下であった。ちなみに、「京本店」の同じ期の総売上高はそれぞれ、五六八四貫五七八匁余、九七七四貫九

八二匁余、および四六一〇貫二二三匁余であった。また、「京本店」と「上之店」とを除く^{（「京本店」は仕入れた商品のほとんどを、「上}

之店」を除く）「本店一卷」四店の売上高合計は、一八四三年から一八四八年までの六年間（二期）の平均で一

会計期間当たり一万二三五八貫八五七匁であり、一八一五年から一八二〇年までの平均では八二六五三貫三二

四匁であった^{（賀川隆行『近世三井経営史の研究』〔1985〕二九〇頁の第3-10表より西川が計算）}。ようするに、「上之店」は「本店一卷」の中では比較的小

規模な組織であった。したがって、「目録」の記載分量は他の店に比べて少なく、それだけに財務諸表全体の構造が見易いのではないかと思う。また、他店では基本財務諸表を載せた「目録」の他に、いくつかの付属明細書類がそれぞれ別冊になっているが、「上之店」では基本財務諸表と諸付属明細書類とが一冊の「目録」の中に収められている。

ところで、今日の簿記論・会計学では貸借対照表と損益計算書との二つの財務表を基本財務諸表（諸は複数の意）とみるのが通説的である。歴史的にもそれが主流であったようである。三井の「大元方」や「両替店一巻」各店の「勘定目録」あるいは「目録」でもそうであった。しかし、今日、貸借対照表と損益計算書とに資金計算書を加えた財務諸表三本化の考え方もある（複式簿記の計算構造と各種財務表との関係については、石川純治『経営情報と簿記シス研究』『会計』一四一巻二）。三井の「本店一巻」の（京本店を除く）各店の「目録」では、さらに商品売買集計表もしくは商品売買価額報告書とも呼ぶうる財務表を加えて、基本財務諸表が四本化されていた、とみることが出来るものがほとんどである（前掲拙著、六一、六二、一七五、二）。それでは次に「上之店」のそれぞれの期の「目録」を順を追って解説していこう。

二

「上之店」の一七二〇年（宝永七庚寅年）下期の「目録」（全文を翻刻して後掲）のうちの基本財務諸表の部分を、勘定式（Tフォーム）にまとめたものが▲表1-1-1▼である。また、その翌期の一七二一年（正徳元辛卯年）上期のものが▲表1-2▼である。

それぞれの財務諸表を、報告式ではなく、勘定式にまとめたのは、算用数字を使って貨幣額（銀額）数値を見

易くすると、各項目およびその銀額の対応関係を見易くするという理由によるもので、それ以外の点では原史料になるべく忠実に作表した。

この時期の「上之店」の「目録」は、先に述べたような財務諸表が四本化されたものにはなっていない。これは、「上之店」が、絹製品を仕入れて「京本店」に渡す主要業務の他に、質屋を兼営していて、この時期の会計組織上では内部が「買物方」部門と「質方」部門との二つに分かれていたためである。まずは△表1—1▽を使って、基本財務諸表の構造を説明していきたい。

「買物請方」と「買物払方」との両者で「買物方」部門の売買価額報告書となっていて、その計算原理は西洋式複式簿記の簿記論テキストで説明される混合商品勘定と同じである。すなわち、「買物請方」に期首商品棚卸高(この期では、四拾貳貫七百五拾七匁)と当期商品仕入高(千四貫貳百五拾九匁貳分)とを記し、「買物払方」に当期売上高(①⑤)と期末商品棚卸高(百六拾九貫四百五拾六匁七分)とを記し、後者の合計額(千六拾九貫五百七拾六匁六分)から前者の合計額(千四拾七貫拾六匁貳分)を差し引いて、売上総利益すなわち商品販買益(貳拾貳貫五百六拾目四分)を算出する。「本店渡」(八百拾六貫七百七拾五匁九分)とあるのは「京本店」への販売額。「御用所」は幕布御用達の呉服物を扱った三井内部の組織で、この時期は「大元方」に直屬していた。「綿店」も「大元方」直屬の店(後に「京本店」の傘下に入る)。「元店」は、三井の別家の一人であった中西宗助に分与された店である。

「金銀請方」・「金銀払方」が「買物方」部門の資金計算書となっている。現金期首残高(前期繰越額)と「京本店」からの「過上かり」期首残高とが、?印を付した「買物払高」(千四拾六貫百七拾四匁七分)の中に吸収されてしまっている。表の上には現れない。「有銀」(六貫六百三拾九匁五分)は「買物方」部門の期末現金残高。「過上かり」(百七拾五匁貳百五拾四匁七分五リン)は、「京本店」に対する営業債務(恐らく仕入れ資金を「京本店」に依存していたのだろう)の期末残高(過上とは、後述の定建元手銀を越える資)

＜表 1-1＞ 上之店目録 1710 年（宝永 7 寅）下期

買物請方		買物払方	
	銀 貫 匁		銀 貫 匁
B/O 古残り物高	42.757.	① 本店渡	816.775.9
? 新買高〔内訳省略〕	1,004.259.2	② 御用所渡	34.731.6
(2口合)	1,047.016.2)	③ 元店渡	34.500.8
ア 指引ノ〔内訳省略〕	22.560.4	④ 綿店渡	4.000.3
		⑤ 方々売	10.111.3
		C/O 有物高〔内訳省略〕	169.456.7
	【1,069.576.6】	6口合	1,069.576.6
金銀請方		金銀払方	
① 本店より	816.775.9	? 買物払高	1,046.174.7
② 御用所	34.731.6	A 質方へ渡、買物方利	29.915.2
③ 元店より	34.500.8	C/O 有銀	6.639.5
④ 綿店より	4.000.3		
⑤ 方々より	10.111.3		
C/O 本店より過上かり	175.254.75		
(ノ	1,075.374.6)		
イ 指引ノテ 出	7.354.8		
	【1,082.729.4】		ノ 1,082.729.4
質方目録		払方	
V 定建元手銀	30.000.	I 質物かし有	48.092.55
A 買物方利	29.915.2	オ 店惣小遣	4.308.3
(ノ	59.915.2)	カ 庄蔵渡ス	2.500.
ウ 差引ノテ	4.235.42	Ⅲ 本店へかし	4.155.93
		エ 本店利足済	.867.31
		Ⅱ 方々かし〔内訳省略〕	4.058.05
	【64.150.62】	IV 有銀	.168.48
			ノ 64.150.62
内		利寄せ	
エ 本店利済	.867.31	ア 買物方利	22.560.4
オ 店惣小遣	4.308.3	イ 金払方出目	7.354.8
カ 庄蔵渡	2.500.	ウ 質方利	4.235.42
VI 引残テ 利	26.475.01		
	【34.150.62】		34.150.62
本有物		内	
I 質物かし有	48.092.55	V 定建	30.000.
Ⅱ 方々かし	4.058.05	VI 残テ	26.475.01
Ⅲ 本店へかし	4.155.93		
IV 有銀	.168.48		
	56.475.01		【56.475.01】

本有物		内	
I 質物かし有	21,570.8	V 定建	30,000.
II 方々かし	2,004.9	VI 残テ	11,466.35
III 本店へかし	16,955.53		
IV 有銀	.935.12		
	41,466.35		【41,466.35】

<表1-1> の注)

$$? \quad 1,047,016.2 - 1,046,174.7 = .841.5$$

$$C/O \quad 175,254.75 - (169,456.7 + 6,639.5) = (-) .841.45$$

$$\text{アイ A} \quad 22,560.4 + 7,354.8 = 29,915.2$$

(出所)『寅ノ七月が極月迄目録 上之店』(本2026-6)。

<表1-2> の注)

$$? \quad 667,550.2 - 667,138.3 = .411.9$$

$$C/O \quad 67,571.05 - (67,379.5 + .603.4) = (-) .411.85$$

$$\text{アイ A} \quad 12,175.5 + 3,729.6 = 15,905.1$$

(出所)『卯ノ正月が七月迄目録 上之店』(本2026-18)。

凡例 (後掲の表2-1, 表2-2, 表3でも同じ)

1. 貨幣額は銀の値で、例えば、銀12貫3匁4分5厘なら、12,003.45と記した。原史料にはごくたまに金の値で示されている項目もあるが、作表にあたっては原史料に示された金銀為替相場で銀に換算した。
2. 【 】で囲んだ銀額数値は、原史料には記されていないが、T字勘定の形式を整えるために補ったものである。()で囲んだ数値等は、逆に、原史料には記載されている小計などであるが、イタリア式のT字勘定では普通は記録されないものである。
3. アイウなどの片仮名は「利(之)寄(セ)」(損益計算書)との対応を、I IIなどのローマ数字は「本有物」(貸借対照表)との対応を、①②などの丸付数字はそれ以外の財務表相互間の対応を示し、B/Oを付したものは前期繰越額を示す。なお、表1-1, 表1-2でC/Oを付したものは、対応する項目・銀額が貸借対照表に記録されていない場合の次期繰越額を示す。

〈表 1-2〉 上之店目録 1711 年（正徳 1 卯）上期

買物請方		買物払方	
	銀 貫 匁		銀 貫 匁
B/O 占残り物高	169.456.7	① 本店渡	563.708.5
? 新買高〔内訳省略〕	498.093.5	② 御用所	8.171.4
(2口合)	667.550.2	③ 元店渡	28.382.2
ア 指引 ^ノ 〔内訳省略〕	12.175.5	④ 綿店渡	4.969.2
		⑤ 方々売	7.114.9
		C/O 有物高〔内訳省略〕	67.379.5
	【679.725.7】	6口合	679.725.7
金銀請方		金銀払方	
① 本店より	563.708.5	? 買物払高	667.138.3
② 御用所	8.171.4	A 質方渡	15.905.1
③ 元店より	28.382.2	C/O 有銀	.603.4
④ 綿店より	4.969.2		
⑤ 方々売より	7.114.9		
C/O 本店より過上かり	67.571.05		
(^ノ 出)	679.917.25		
イ 指引 ^ノ	3.729.6		
	【683.646.85】		^ノ 683.646.8
質方目録		払方	
V 定建	30.000.	I 質物	21.570.8
A 買物方利	15.905.1	Ⅲ 本店へかし	16.955.53
(^ノ)	45.905.1	エ 本店利足済	.425.39
ウ 指引 ^ノ 利	3.174.64	Ⅱ 方々かし	2.004.9
		オ 店惣小遣	4.468.
		カ 庄蔵渡ス	2.720.
	【49.079.74】	IV 有銀	.935.12
			^ノ 49.079.74
本店金銀指引			
B/O 寅ノ極月指引 ^ノ かし	4.155.93	B/O 寅 7-12 月延銀かり	26.475.01
かし	39.700.	〔エ〕 かり利足指引 ^ノ	.425.39
	【43.855.93】	〔Ⅲ〕 元利指引 ^ノ かし	16.955.53
			【43.855.93】
内		利之寄	
エ 本店利足済	.425.39	ア 買物方利	12.175.5
オ 店惣小遣	4.468.	イ 買物金払出	3.729.6
カ 庄蔵渡ス	2.720.	ウ 質方利	3.174.64
VI 指引残テ 利	11.466.35		
	【19.079.74】		19.079.74

金供与を受けている。」「指引ノテ 出」(七貫三百五)とあるのは、金融関係から生じた利益である(受取利息や支という意味だろう)。差損益などを相殺した純益であろう。

「買物方」部門の財務諸表は、右記の売買価額報告書および資金計算書の二つだけで、損益計算書および貸借対照表はない。もし、貸借対照表を作るとすると、「有物高」(期末商品棚卸高)および「有銀」(期末現金残高)の合計額一七六貫九六匁二分は、「過上かり」期末残高と八四一匁四分五厘だけ食い違う。この差額は、「買物請方」の「二口合」計額(千四拾七貫)と「金銀払方」の「買物払高」(千四拾六貫百)との差額の八四一匁五分に(五厘の端数を四捨五入すれば)一致するが、何故このような差額が出るのかよくわからない。もしかしたら、「上之店」の会計担当者も差額の原因を突き止められなかったために、「買物方」部門の損益計算書と貸借対照表を作成しなかったのかも知れない。

さて、「質方」部門に目を転じてみると、「質方目録」・「払方」が資金計算書となっている。「定建元手銀」の三拾貫目(か)は「京都本店」から「上之店」への定額の出資である。「買物方利」(式拾九匁九百)は、「買物方」部門での商品販買益(式拾貳貫五百六拾目四分)と金融利益(七貫三百五)との合計が「質方」部門に振り替えられたものである。「質物かし有」(四拾八貫九拾二匁五分五厘)は質貸し債権の期末残高。「店惣小遣」は、住込奉公人の食料代(米・大豆など)や薪炭代、給銀などを含む、店の諸経費で、当期の現金支出額ではない。未消費部分を次期に繰り越した分(その部分は「方々か」の中に含まれる)を差し引いた残額、すなわち当期の消費部分の計算額が四匁(貫)三百八匁三分である。なお、その内訳を示した明細書が「小遣之仕分け」および「名々遣」として、「目録」の後半に記載されている(後掲の翻)。 「庄蔵渡ス」の式貫五百目(匁)は「上之店」の支配人・田宮庄蔵(一七二〇年在職中死去)への給与・賞与である。「本店へかし」(四貫百五拾五匁九分三厘)は「京本店」に対する債権であるが、「買物方」部門の債務の「過上かり」と

は相殺されていないにもかかわらず、「本店利足済」すなわち「京本店」への支払利息（八百六拾七匁三分一厘）が「質方」部門に記録されている。「方々かし」（四貫五拾八匁五厘）には、取引相手の織屋や「上之店」の手代への前貸しの他に、右述の米、薪炭などの期末残高である「小遣方有物」が含まれる。「有銀」（百六拾八匁四分八厘）は、「質方」部門の現金期末残高で、「買物方」部門の「有銀」とは別扱いになっている。「質方目録」合計額（五拾九匁九匁九分）を「払方」合計額（六拾四匁百五拾匁六分二厘）から差し引いた残額（四匁貳百三拾匁五匁四分三厘）が「質方」部門の純利益である。もっとも、ここでは「上之店」全体の諸経費を「質方」部門のみで負担した計算となっている。

「利寄せ」・「内」が損益計算書で、「本有物」・「内」が貸借対照表を構成している。つまり、「質方」部門の財務諸表は資金計算書と損益計算書と貸借対照表とに三本化されている、とみることができる。ただし、損益計算書は、本支店合併計算のように、「買物方」部門と「質方」部門との合併計算が行なわれている。なお、「質方目録」の「買物方利」（二拾九匁九匁九分）は「買物方」部門の利益の合計額であるのに対し、「利寄せ」の「買物方利」（貳拾貳匁五匁六分）は売上総利益のみであることに注意されたい。

▲表1—2▼に示した一七二一年上期の「目録」でも、その翌期のもでも、基本財務諸表の構造に変化はない。▲表1—2▼には▲表1—1▼にはなかった「本店金銀指引」が付加されているが、これなしに複記（二重分類）の体系が完結するので、簿記構造的にみれば「本店金銀指引」は基本財務諸表ではない。また、内容的にも、これは、「京本店」との間の貸借の全部ではなく、一部分しか示していないので、付属表とみ方がよいだろう。

以上のように、この時期の「上之店」の「目録」は「買物方」の財務諸表二本と「質方」の財務諸表二本とで基本的に構成されていた、とみることができよう。この簿記計算構造をもう少しはっきりさせるために、

《表1-2-b》 上之店「質方」の諸勘定の復元 1711年上期

有金銀（現金）		質物かし		
B/O .168.48	オ 4.468.	B/O 48.092.55	⑦ 48.092.55	
⑦ 48.092.55	カ 2.720.	i 21.570.8	I 21.570.8	
⑧ 4.058.05	⑨ 39.700.	<hr/>		
A 15.905.1	i 21.570.8	69.663.35		
ウ 3.174.64	ii 2.004.9	<hr/>		
	IV .935.12			
<hr/>				
71.398.82	71.398.82			
<hr/>				
定 建		方々かし		
V 30.000.	B/O 30.000.	B/O 4.058.05	⑧ 4.058.05	
<hr/>		ii 2.004.9	II 2.004.9	
		<hr/>		
		6.062.95	6.062.95	
<hr/>		<hr/>		
		本 店		
買物方		B/O 4.155.93	B/O 26.475.01	
ア 12.175.5	A 15.905.1	⑨ 39.700.	エ .425.39	
イ 3.729.6		<hr/>		
<hr/>		43.855.93	III 16.955.53	
15.905.1	15.905.1	<hr/>		
<hr/>		43.855.93		
<hr/>		<hr/>		
損 益		残 高		
エ .425.39	ア 12.175.5	I 21.570.8	V 30.000.	
オ 4.468.	イ 3.729.6	II 2.004.9	VI 11.466.35	
カ 2.720.	ウ 3.174.64	III 16.955.53	<hr/>	
VI 11.466.35		IV .935.12		
<hr/>		41.466.35	41.466.35	
19.079.74	19.079.74	<hr/>		
<hr/>		<hr/>		

▲表1-2▼から一七一
 一年上期の「上之店」の
 「買物方」部門および「質
 方」部門の諸勘定を「復原」
 することを試みたものが、
 ▲表1-2-a▼と▲表
 1-2-b▼である（こ
 では、勘定とは、日常取引を記録
 したり、決算にあたって増減を
 集計したりするために帳簿の中
 に設けられたものを意味する。
 また、財務（諸）表とは、帳簿
 から独立に作成された報告書の中
 にあるもの）。ただ、実際の
 「上之店」の帳簿の中に損
 益勘定や残高勘定が作られ
 たかどうかはわからない。
 むしろ、店卸下書（小倉栄
 『江州中井家帖合之法』19）の
 ②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺の
 ような精算表を、日常取引
 を記録・集計した帳簿とは

〈表1-2-a〉 上之店「買物方」の諸勘定の復元 1711年上期

有物（商品）				有金銀（現金）			
B/O	169.456.7	①	563.708.5	B/O	6.639.5	?'	667.138.3
?	498.093.5	②	8.171.4	①	563.708.5	A'	15.905.1
あ	12.175.5	③	28.382.2	②	8.171.4	a	6.209.95
		④	4.969.2	③	28.382.2	c	.841.45
		⑤	7.114.9	④	4.969.2	VII	.603.4
		VII	67.379.5	⑤	7.114.9		
				b	67.571.05		
				い	3.729.6		
				d	.411.85		
	679.725.7		679.725.7		690.698.2		690.698.2
本店過上かり				計算差額			
?'	667.138.3	B/O	175.254.75	c	.841.45	B/O	.841.45
a	6.209.95	?	498.093.5	X	.411.85	d	.411.85
IX	67.571.05	b	67.571.05				
	740.919.3		740.919.3		1.253.3		1.253.3
損 益				残 高			
A	15.905.1	あ	12.175.5	VII	67.379.5	IX	67.571.05
		い	3.729.6	VIII	.603.4	X	.411.85
					67.982.9		67.982.9
	15.905.1		15.905.1				
質 方							
A'	15.905.1	A	15.905.1				

別に作成して、決算が行なわれた可能性も大いに考えられる。△表1-2-aおよび△表1-2-bの二々の解説は付さないが、お暇な方は電卓か算盤片手に御確認ありたい。なお、債権・債務などの期中の増減は「目録」からは知りえないので、期首残高を一期中中に全額決済し、期末残高を改めて貸借し直したようにして表を作成した。

三

「上之店」の一七四三年（寛保三）（全文を翻）の「目録」の（癸亥年）上期の「目録」の（寛保三）（全文を翻）の基本財務諸表の部分をTフォームにまとめたものを掲

〈表 2-2〉 上之店目録 1743年(寛保3亥)下期

買物請方		買物払方	
	銀貫匁		銀貫匁
① 新買	1,107.447.6	② 本店渡〔内訳省略〕	1,200.015.9
B/O 古残物	678.696.4	③ 方々売	34.035.7
(内訳省略) (ノ)	1,786.144.)	I 有代物〔内訳省略〕	596.833.9
ア 差引テ 出目	44.741.5		
	【1,830.885.5】		1,830.885.5
金銀請方		金銀払方	
② 本店代物渡高	1,200.015.9	(買物払)	(1,786.144.)
③ 方々売	34.035.7	① 内 新買	1,107.447.6
VI 本店過上	587.980.1	B/O 古残物	678.696.4
(3口合)	1,822.031.7)	II 払方有銀	14.005.8
指引シテ		III 織屋貸	11.866.5
イ 金払出	14.966.2	II 賄方有銀	.838.7
		IV 同所有物〔内訳省略〕	2.756.8
		ウ 店雑用手代子供小	
		遺下男給銀共	16.443.4
		ウ 繕普請入用	3.122.9
		V 方々貸	1.819.8
	【1,836.997.9】		8口ノ 1,836.997.9
内		利寄	
ウ 店雑用并		ア 買物利〔内訳省略〕	44.741.5
繕普請入用共	19.566.3	イ 金払徳	14.966.2
VII 指引シテ 正利	40.141.4		
	【59.707.7】		2口ノ 59.707.7
本有物			
I 有代物	596.833.9	VI 本店過上	587.980.1
II 払方賄方有銀	14.844.5	VII 延銀	40.141.4
III 織屋貸	11.866.5		
IV 賄方有物	2.756.8		
V 方々貸	1.819.8		
	ノ 628.121.5		【628.121.5】

(注) II 14.844.5=14.005.8+.838.7 ウ 19.566.3=16.443.4+3.122.9

(出所) 『寛保三^癸亥^亥 歳 從七月極月迄目録 上之店』(続3391)。

＜表 2-1＞ 上之店目録 1743 年（寛保 3 亥）上期

買物請方		買物払方	
	銀 貫 匁		銀 貫 匁
① 新買	1,578.380.2	② 本店渡〔内訳省略〕	1,387.910.6
B/O 古残物	490.725.2	③ 方々売	55.398.1
〔内訳省略〕	2,069.105.4	I 店蔵有代物〔内訳省略〕	678.696.4
ア 差引テ 出目	52.899.7		
	【2,122.005.1】	3 口合	2,122.005.1
金銀請方		金銀払方	
② 本店代物渡高	1,387.910.6	(買物払)	(2,069.105.4)
③ 方々売	55.398.1	① 内 新買払	1,578.380.2
VI 本店過上	662.974.3	B/O 古残物払	490.725.2
(3 口合	2,106.283.)	II 払方有銀	10.557.6
指引		III 織屋かし	8.964.7
イ 金払徳	20.255.	II 賄方有銀	1.503.3
		V 賄方有物〔内訳省略〕	2.822.
		ウ 店雑用手代子供	
		小遣下男給銀	20.947.3
		IV 方々貸	1.803.
		ウ 普請方	10.834.1
	【2,126.538.】	8 口	2,126.538. ママ
内		利寄	
ウ 店雑用并普請共	31.782.	ア 買物利〔内訳省略〕	52.899.7
VII 指引テ 正利	41.372.7	イ 金払徳	20.255.
	【73.154.7】	2 口合	73.154.7
本有物		内	
I 有代物	678.696.4	VI 本店過上	662.974.3
II 払方賄方有銀	12.060.9	VII 1 -- 7 月延銀	41.372.7
III 織屋かし	8.964.7		
IV 方々かし	1.803.		
V 賄方有物	2.822.		
	【704.347.】		

(注) II 12.060.9=10.557.6+1.503.3

ウ 31.782. = (20.947.3+10.834.1) = 0.6 = 2,126.538. - 2,126.537.4 = (金銀払方合計の誤差)

(出所) 『寛保三^癸亥 歲 從正月七月迄目録 上之店』(続 3384)。

をTフォームにまとめたものが、▲表2—1▼である。また、同年下期のものが▲表2—2▼である。「上之店」が織屋に対して行なった質物貸しは、享保期後半（一七三〇年頃）まで行なわれていたが（賀川、前掲書、三六〇頁）、この時期には「質方がなくなっている」ので、「目録」の構造がすっかりしたものになっている。すなわち、店全体が一つの会計実体となっていて、売買価額報告書（買物請方）、資金計算書（金銀請方）、損益計算書（内寄）、および貸借対照表（本有物）の四つが基本財務諸表になっている。

「買物払方」に示されている販売先が、かつての五つから二つに減っているのは、一七二八年に「御用所」が「本店」に吸収され（三井文庫編『三井事業史』本篇第一巻「1980」一—三頁）、一七二九年に「綿店」が「本店一卷」傘下に入った（同書、一八五頁）ため、「京本店」の統轄機能の強化を反映しているといえよう。期末商品棚卸高（店風有代物）が、▲表1—1、1—2▼の一七二〇、一一年のものとは異なって、貸借対照表上にも示されるようになってきている。

「金銀請方」にある「本店過上（かり）」は、一七二〇、一一年のものとは異なっていて、「京本店」との貸借を、貸借対照表に示されている当期純利益（延銀）を除いて、総て相殺した後の残額で表示している（当期の「延銀」も翌期の計算では「本店過上」の中に合算されてしまう）。つまり、「本店過上」は（当期純利益の表示を除いて）今日の支店会計における本店勘定と同じ機能を果たしている。これも、「京本店」の統轄機能の強化を物語っているといえよう。「金銀払方」に「古残物払」として、「買物請方」に記された期首商品棚卸高（古残物）と全く同額が、前期繰越額として計上されているのは、一見ただけではわかりにくいかも知れない。これは、前期末の貸借対照表に示された各項目残高を、期首商品棚卸高を除き、全部相殺して残った額のみを、前期繰越額として一括表示しているのである。この点では、資金計算書（金銀請方）の両側に各種項目の前期繰越額をバラバラに表示している「江戸本店」や「江戸芝口店」、「大坂本店」などの「目録」（前掲拙著、二五二、二五三、二五九、二六三頁）の方が、わかり易いし、情報価値も高いよう

に思う。「上之店」では資計算書を、売買価額報告書と損益計算書と貸借対照表とは計上し得ない独自のな情報
報が乏しいものになっている理由は、よくわからない。まさか、複記の体系を整えるという形式的理由だけではない
だろう。もしかしたら、内訳書きを各財務表に分散させて、それぞれの財務表を見易くするための配慮
だったのかも知れない。それにしても、期首商品棚卸高以外の期首在高を相殺するのが何故かわからない。

それはさておき、「金銀払方」の中に「払方有銀」と「賄方有銀」とあるのは、現金を「払方」（営業）部門と
「賄方」（総務）部門とで別々に管理していたためである。「目録」後半の明細書に現金の内訳が表示されている。
前掲▲表1—1、2▼の一七二〇、一一年には「金銀払方」に「方々かし」として一緒に表示されていたも
のが、この一七四三年のものでは「織屋かし」、「方々かし」、および「賄方有物」（米薪炭^な）に分けて示されて
いる。「賄方有物」の内訳書は資金計算書の本体（金銀払方）に記されているが、「織屋かし」および「方々かし」
は、「目録」後半にそれぞれ明細書が設けられている。なお、「方々かし」が明細書では「賄方貸預^{かしあかり}」となっ
ている。「金銀払方」の中の「店雑用^{さふよう} 手代・子供小遣^{ツウモウ} 下男給銀」は、一七二〇、一一年には「店惣小遣」と
表示されていた、店の諸経費であり、「普請方」（下期のものでは繕普請^{繕普請}費用）は建物の修繕費用である。両者ともに明細書が
作られているが、前者の明細書は、見出しが「小遣仕分」となっている。一七二〇、一一年には店の責任者・
田宮庄蔵への給与償与が「上之店」自身の費用となっていたが、この一七四三年のものにはそれに相当するも
のがない。これは、責任者の田宮弥七（一七四六）の「役料」（役職者^への給料）が、「大元方」から支払われているためであ
る（大元方勘定目録^続三〇六〇、統三〇六二）。

損益計算書（内^{利寄}） および貸借対照表（内^{本有物}）に示されている諸項目は、損益計算書と貸借対照表で対応し
ている当期純益（正^{延銀}）とを除外せば、総て売買価額報告書（買物^{買物}払方）か資金計算書（金銀^{金銀}払方）のいずれかに

〈表3〉 上之店目録 1818年(文政1寅)下期

買物請方		買物払方	
① 新買	銀 貫 匁	② 本店渡〔内訳省略〕	銀 貫 匁
B/O 占残物	448.872.2	③ 諸方売	423.568.
〔内訳省略〕	177.283.6	I 有代物〔内訳省略〕	30.618.5
ア	(\nearrow 626.155.8)		191.959.4
	索引 19.990.1		
	【646.145.9】		\nearrow 646.145.9
金銀請方		金銀払方	
② 本店渡	423.568.	(買物払)	(626.155.8)
③ 諸方売	30.618.5	① 内 新買	448.872.2
VII 本店過上	253.177.7	※B/O 占残物	177.283.6
	(\nearrow 707.364.2)	* II 払方有銀	9.688.9
	(索引10.426.)	III 糸方かし	37.218.5
内		IV 織屋かし	12.943.2
ウ 糸方出目	1.752.4	V 諸方懸残	1.281.3
エ 別印口銭	1.087.6	* II 賄方有銀	1.280.1
イ 引残	金払徳 7.586.	＃VI 同所有物〔内訳省略〕	4.496.4
		＃オ 店雑用手代子供小遣ひ	
		下男給銀	15.101.2
		VII 方々貸	9.624.8
	【717.790.2】		\nearrow 717.790.2
内		利寄	
オ 雑用	15.101.2	ア 買物利〔内訳省略〕	19.990.1
IX 索引	正利 15.314.9	イ 金払徳	7.586.
		ウ 糸方出目	1.752.4
		エ 別印口銭	1.087.6
	【30.416.1】		\nearrow 30.416.1
本有物		内	
I 有代物	191.959.4	VII 本店過上	253.177.7
* II 払方賄方有銀	10.969.	IX 正利	15.314.9
III 糸方貸	37.218.5		
IV 織屋貸	12.943.2		
V 方々懸残	1.281.3		
VI 賄方有物	4.496.4		
VII 諸方貸	9.624.8		
	\nearrow 268.492.6		【268.492.6】

(注) ※ 各項目の前期(文政元年上期)期末残高は以下の通り 統3405より)。
 a 払方賄方有銀 21.476. e 賄方有物 3.863.9
 b 糸方貸 46.098.1 f 諸方貸 6.167.3
 c 織屋貸 12.660.1 g 本店過上 268.938.2
 d 諸方〔方々〕懸残 1.389.2

$\therefore 177.283.6 = g - (a + b + c + d + e + f)$

* $10.969. = 9.688.9 + 1.280.1$

＃ 期首在庫額 3.863.9 + 仕入額 15.733.7 = 4.496.4 + 15.101.2

(出所) 『文政元年戌寅年 從七月極月迄 上之店目録』(統3419)。

記されている。ただし、売買価額報告書では売上総利益（（売買価額報告書では「出目」、損益計算書では「買物利」と表現））の内訳が示されていないが、損益計算書では、「撰系利」、「五歩半利」、および「木綿島（縞）利」の三つに分けて、商品グループごとの内訳も示されている。

売上総利益については、「目録」の後半の最初の明細書として、「右買物利廻シ荒仕分」の見出しで、さらに報告がある（（後掲翻刻文を参照））。そこでは、商品グループごとに、売上原価に対する売上総利益の割合（（この期では撰系））売上総利益額（同、廿四 $\frac{2}{3}$ 、拾五 $\frac{2}{3}$ 分）、期首商品棚卸高と当期仕入高との和（（この和を「買高」と表示。同、千百八拾 $\frac{5}{8}$ 、百七拾九 $\frac{5}{8}$ ））、期末商品棚卸高（同、四百九拾 $\frac{2}{3}$ 、百九拾六 $\frac{2}{3}$ 分）、および売上原価（同、六百九拾 $\frac{4}{8}$ 、百八拾二 $\frac{4}{8}$ 分）を表示する。これら五つのうち、売上原価およびその荒利率を除く三つは、売価価額報告書か損益計算書に内訳書きで既に表示されている。それに対して、商品グループごとの売上高は「目録」のどこにも示されていない。「京本店」への売上高（（本店「巻」内の部での販売高））の商品グループごとの内訳は、売買価額報告書の中に示されているけれども、「方々売」（（外部への販売高））については、内訳書きがないのである。（「目録」各部分を仔細に検討すれば、（計算できないことはないけれども））。この理由はよくわからないが、「京本店」にとっては、「上之店」の外部販売高は重要性が低いためであろう。すなわち、「上之店」の利潤率が妥当なものであるか、「本店一巻」の内部販売（振替）価格の設定が適切なものであるかの判断材料が、重要な情報と認識されていたのではないかと考えられる。売上総利益率の分母に、（（今日常識的に用いられる））売上高ではなく、売上原価が使われているのも、同じ理由であろう。

一七四三年（寛保三、癸亥歳）の「上之店」の「目録」中のその他の明細書については、既に述べたので、再述は避ける。

▲表3▼に「上之店」の一八一八年（文政元、戌寅歳）下期の「目録」（（全文を翻刻して後掲））の基本財務諸表部分のみを、T

フォームにして示す(表は前掲拙著、二六八頁の表4-2(g)より再掲)。売買価額報告書、資金計算書、損益計算書、および貸借対照表からなる基本的構成には、一七四三年のものと変りがない。ただし、一七八三年(天明三)に「上之店」の下部組織として「糸方」が設けられたために(賀川、前掲書、三五九頁。なお、「糸方」自体を「會計単位とする會計報告書」の「糸方目録」が断片的に現存する。本二〇四二一、本二〇四七一、別六一七)、資金計算書(金銀)と損益計算書(内利寄)とに、「糸方」の純利益である「糸方出目」(老貫七百五拾式匁四分)が計上されている。同様に「別印口銭」(老貫八拾七匁六分)も計上されている。「別印」とは、一七八八年(天明八)の西陣大火後、金融逼迫の織屋への融資のために一七八九年(寛政元)に営業を開始した「質方」のことである(賀川、前掲書、三三)。ただし、この「質方」の生糸・織物を担保とした貸付は、その資金を総て「京本店」に依存し、質貸しの「諸方利足入」(受取利息)の一角のみが、「別印口銭」として「上之店」の収益に加えられ、「別印口銭」と諸経費とを差し引いた残額は「京本店」の「方々貸金銀利足入」に含まれる(同書、三)というように、前述のかつての「質方」とは様変わりしている。

一八一八年の「上之店目録」も後半は諸明細書類となっている。その構成は、「買物利廻り荒仕分」、「小遣仕分」、「賄方貸預」、「織屋当座貸」、および「有金銀」となっていて、建物修繕費の明細書がないことを除けば、一七四三年のものと同じである。四つの基本財務諸表と付属明細書類からなる「上之店目録」の構造は、その後も大きな変化は見られない。

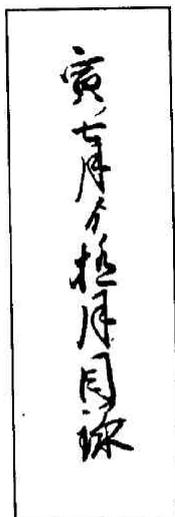
例言

一 原則として、漢字は現行の字体を用い、変体仮名は、助詞の「而(て)」・「者(は)」・「江(え)」へなども含めて、平仮名に改めた。ただし、「夕(より)」・「ノ」はそのまま使用し、片仮名と平仮名の混用も原文のままとした。

- 一 島（縮）、折（織）、面（緬）などの宛字も原文のままとしたが、右傍に（ ）書きで正字を注記した。また、「しゝら」（縮羅）などの仮名書きにも、適宜（ ）で注を付した。
- 一 数字等が符丁で書かれている場合には、右傍に（ ）書きで実数等を注記した。使用されている符丁は左記のとおりである。
 - （一二三四五六七八九十百千貫匁分）
 - イセマツサカエチウシ舟仙々々入
- 一 原文に記された合計数値や差引数値が実際の計算値と食い違う場合は、原文のまま表記し、「ママ」と注記した。
- 一 ㊦㊧㊨などは押印である。原史料のイメージをできるだけ再現するように努めたが、印刷の都合上、実際の押印場所とずれていることもある。

【付記】 本史料の翻刻に当たっては、財団法人三井文庫の皆様方に多くを負っている。殊に、難読文字の読み方については、樋口知子氏より御教示を賜った（もちろん有り得べき誤りについては当然、私に西川が責めを追う）。史料の覆刻については三井文庫館長から許可を得た。記して感謝の意を表す。

(表紙)



縦：480 mm
横：156 mm
紙数7枚
(表紙とも)

寅ノ七月極月迄

買物請方

寅ノ七月店風テ

④一四拾貳貫七百五拾七匁

④一千四貫貳百五拾九匁式分

内

④八百卅八ノ八百式拾五匁式分

④九拾八ノ五百八拾九匁老分

④六拾六ノ八百廿四匁四分

二口合

④千四拾七貫拾六匁式分

買物払方

④一八百拾六貫七百七拾五匁九分

④一三拾四ノ七百卅壹匁六分

④一三拾四ノ五百目八分

④一四貫目三分

④一拾貫百拾壹匁三分

古残り物高

新買高

二分引買高

五分半引買高

一割引買高

本店渡

御用所渡ス

元店渡

綿店渡

方々売

④一百六拾九貫四百五拾六匁七分

内

④舟ツシサメサ舟シマエ入
(百四十五貫五百十三匁七分)

せんし (撰糸)
式千九拾四足
六十八反

ねり島 (練縞)
三拾三疋一反

④セシセノエ舟カカ入
(二十二貫七百六匁六分)

郡内島 (縞)
四拾壹疋

のしめ (熨斗目)
拾五反

片色 (練)
九疋一切

ねり (練)
六拾貳反

かや
貳反

絵縮
貳疋

茶卵
壹本

すかし (透)
七百四拾六反

袴地
廿具

絹縮
九十八反

帷子地
十七反

④イノセ舟マシカツ入
(二貫二百三十六匁四分)

有物高

⑤六口合千六拾九ノ五百七拾六匁六分	着尺	七反	
指引ノ	(織)		
⑤式拾貳貫五百六拾目四分	羽折地	貳反	
内	小倉	卅貳反	
⑤拾七ノ貳百九拾三匁	(綿)		
⑤三ノ八百拾貳匁九分	段島	十六反	
⑤老ノ四百五拾四匁五分	(風呂)		
	ふる敷地	廿四反	
	(縮羅)		
	しゝら	壹疋	
金銀請方			
⑤一八百拾六ノ七百七拾五匁九分			二分引ノ口出
⑤一三拾四ノ七百卅壹匁六分			五分半引ノ口出
⑤一三拾四ノ五百目八分			一割引ノ口出
⑤一四ノ目三分			
⑤一拾ノ百拾壹匁三分			
⑤寅ノ十二月晦日指引ノテ			
一百七拾五ノ貳百五拾四匁七分五リン			
			入本店方
			過上かり

⑤ノ千七拾五貫三百七拾四匁六分	買物払高	
		(ママ)
金銀払方		
⑤一千四拾六貫百七拾四匁七分	買物へ渡	
⑤一貳拾九ノ九百拾五匁貳分	買物方利	
⑤一六貫六百三拾九匁五分	有銀	
⑤ノ千八拾貳貫七百廿九匁四分		
指引ノテ七貫三百五拾四匁八分		出
質方目録		
⑤一三拾貫目	入定建	
	元手銀	
⑤一貳拾九ノ九百拾五匁貳分	入買物方利	
⑤ノ五拾九ノ九百拾五匁貳分		
払方		
⑤一四拾八貫九拾貳匁五分五リン	質物かし有	(厘)
⑤一四ノ三百八匁三分	店惣小遣	
⑤一貳貫五百目	外ニ仕わけ有	
	庄蔵渡ス	
寅極月晦日さし引ノテ		
⑤一四ノ百五拾五匁九分三リン	本店へかし	
⑤一八百六拾七匁三分壹リン	本店利足濟	
⑤一四貫五拾八匁五リン	方々かし	
内		

七百匁	惣兵衛
三百五拾匁	弥七
式百匁	文兵衛
七百匁	(練屋) ねりや平兵衛
壹匁	(熨斗目屋) のしめや加兵衛
壹匁	かめや彦右衛門
百八匁五リン	小遣方有物
⑤二百六拾八匁四分八リン (厘)	有銀
⑤六拾四貫百五拾匁六分二リン	
差引テ四貫式百世五匁四分二リン	
利寄セ	
⑤一式拾式貫五百六拾目四分	買物方利
⑤一七貫三百五拾四匁八分	金払出目
⑤一四貫式百三拾五匁四分二リン	質方利
⑤三拾四匁百五拾目六分二リン	
内	
八百六拾七匁三分壹リン	本店利濟
四匁三百八匁三分	店惣小遣
式匁五百匁	庄蔵渡
引殘テ	
⑤式拾六貫四百七拾五匁壹リン	利

本有物	
⑤一四拾八貫九拾式匁五分五リン (厘)	質物かし有
⑤一四匁五拾八匁五リン	方々かし
⑤一四匁百五拾五匁九分三リン ㊦	本店へかし
⑤一六拾八匁四分八リン	有銀
⑤五拾六貫四百七拾五匁壹リン ㊦	
内	
⑤三拾貫目	定建
⑤殘テ式拾六貫四百七拾五匁壹リン ㊦	
右之通定建之外預り申候以上	
卯ノ	
正月	田宮 庄蔵 ㊦
三井 宗 竺 様	
同 八郎右衛門様	
同 宗 利 様	
小林 善次郎殿	
中西 宗 助殿	
(二ペーヅ (半丁) 余白)	
小遣之仕分ケ	
一六百廿八匁四分	米代
一百拾壹匁壹分	大豆

一 式百五拾三匁七分	肴代	塩かうし <small>(鮓)</small>
一 式百卅八匁四分	酒代	
一 百八拾壹匁九分五リン	炭薪木	
一 四拾三匁七分五リン	<small>(煙草)</small> たはこ	
一 七拾壹匁六分五リン	<small>(蠟燭)</small> 油らうそく	
一 式百四拾九匁七分	帳紙いろいろ	
一 式百五拾五匁七分	半紙	
一 五拾貳匁	町儀付届ケ	
一 三百廿四匁八分	店ちん <small>(賃)</small>	
一 廿九匁	茶代	
一 百十四匁三分	人参壹両	
一 八拾貳匁五リン	<small>(髮結)</small> かみゆい	
一 式百五拾七匁五分五リン	青物	
一 七百廿八匁七分	<small>(豆腐)</small> たうふ	
一 三六百廿壹匁七分五リン	小道具	
	いろいろ	
	諸色小遣	
	土蔵ふしん <small>(普請)</small>	
	名々遣	
	一百拾匁	藤七遣
	一百十式匁式分	弥七
	一百拾七匁式分	惣兵衛
	一八拾八匁五リン	半兵衛
	一六拾七匁九分五リン <small>(厘)</small>	甚介
	一六拾壹匁四分五リン	三太郎
	一六拾匁式分	五郎吉
	一六拾九匁五分	七介
	一六八拾六匁五分五リン	
	二口ノ四ノ三百八匁三分	
	<small>(余白)</small>	
	<small>(裏表紙)</small>	
	上之店	

(表紙)

寛保三年亥

從正月七月迄目錄

上之店

縦：480mm
横：154mm
紙数：11枚
(表紙と)

寛保三癸
亥從正月七月迄

買物請方

①小 一千五百七拾八ノ三百八拾目貳分

新買

①小 一四百九拾ノ七百廿五匁貳分

古殘物

①小 貳千六拾九ノ百五匁四分

内

①小 千八百八拾壹ノ百七拾九匁

撰糸之口

①小 七百七拾貳ノ八百廿七匁五分

五歩半口

①小 百拾五ノ九拾八匁九分

木綿島口

買物払方

①小 一千三百八拾七ノ九百拾匁六分

本店渡誂方共

内

①小 六百八拾九ノ六百三拾壹匁六分

撰糸之口

①小 六百八貫百三拾六匁六分

五歩半口

①小 九拾ノ百四拾貳匁四分

木綿島口

①小 一五拾五ノ三百九拾八匁壹分

方々売

①小 一六百七拾八ノ六百九拾六匁四分

店處有代物

内

①小 四百九拾貳百九拾六匁六分

①小 撰糸 壹万貳百廿五疋拾八反

①小 百六拾貳ノ三百六拾九匁壹分

①小 丹後島 九百拾六疋百七十四反

①小 郡内 壹疋

①小 龜綾 廿三疋貳反

①小 和礎 四反

①小 茶丸 壹本

①小 綾 拾九反

①小 紙入地 三本

①小 御召羽織 卅一反

①小 系羽織 貳百壹反

①小 帶類 貳千六百拾六筋

①小 熨斗目 五百三反

①小 片色 六拾四疋

①小 白練 壹疋七十九反

①小 絵絹 五拾反

①小 素呂 三拾貳本

①小 紋紗呂 拾三反

①小 呂片衣 貳百拾七肩

①小 緞子 四百卅九肩

①小 夏羽織 百三拾反

①小 夏襦 三十五反

①小 縮 六反

①小 縮面 六反

- ①小 一八十五拾八分
- ①小 二三四拾三匁八分
- ①小 七口(十貫二八匁九分)吉^ノセ舟セチウ入
- ①小 一六六拾匁六分
- ①小 一四七七拾六匁六分
- ①小 一老^ノ四百三拾六匁七分
- ①小 一式百三拾五匁
- ①小 一老^ノ百四拾九匁六分
- ①小 一六六五拾式匁式分
- ①小 一百四匁五分
- ①小 一五百三拾目式分
- ①小 一百三拾七匁八分
- ①小 一百八拾九匁七分
- ①小 一三百廿五匁六分
- ①小 一五拾六匁

酒代、六石三斗六升
 小遣帳并小買物、品々
 灯油、老石老斗
 蠟燭、老^ノ四百目
 帳紙并墨・筆・朱代
 薬礼并正気散・針医・外科共
 人参、老兩半
 町儀・附届并寺社包銀
 振舞并家内花見・涼・(膳)
 其外善入用
 撰糸仲間入用
 道具代・槌類并秤・印判・鋏・小刀・庖丁・毛^ノ常器、三十人分、(塗)
 其外ぬり直し物
 雇人
(提)
 傘・挑灯并張替、桶之類
 蚊帳、式張、風呂舖類
 其外洗物
 西雲寺利銀

- ①小 一四貫七百六拾四匁五分
- ①小 式拾^ノ九百四拾七匁三分
- ①小 人数三拾式人 但老人分
- ①小 内(六貫五十四匁六分)カ舟サシツ、力入
- ①小 内(十貫二百二十八匁九分)吉^ノセ舟セチウ入 雑用
- ①小 但老人前 (三百十九匁六分五)マ舟シウ、カ入サ厘
- ①小 一日老人前イ、ツ入サマ毛 (二匁四分五厘三)
- ①小 日数式百廿日
- ①小 普請方
- ①小 一拾^ノ八百三拾四匁七分
- ①小 内
- ①小 式^ノ五百拾九匁四分
- ①小 八百三拾五匁四分
- ①小 四百九拾匁八分
- ①小 老^ノ三百八拾匁六分
- ①小 老^ノ式百九匁七分
- ①小 四百四拾老匁八分

手代・子供、小遣
 下男、給銀共
 材木・竹代
 戸・障子・段階子代
 釘・鉄物・調瓦類
 屋ね板代、尊手間
 但古屋根修理共
 瓦代并尊手間
 但古屋根修理共
 石灰・土すき・下地繩
 庭・其外

⑥小	六百八拾九匁四分	石代	桂石
⑥小	八百九匁九分	石垣	桂石
⑥小	六百三匁三分	井戸側四ツ	井筒
⑥小	六百三匁三分	覺代、三十七疊、其外	
⑥小	六拾貳匁八分	直し物代	
⑥小	百八拾三匁七分	唐紙、八本張替人用	
⑥小	壹ノ六百九拾六匁五分	酒之代	壹石六斗七升
⑥小	貳百廿匁五分	セウ入宛	（一匁九分）
⑥小	四百拾壹匁	大工	五百八拾五人
⑥小	四百拾壹匁	マ、宛	（三匁）
⑥小	四百拾壹匁	左官	七十三人半
⑥小	四百拾壹匁	イサ入	（二匁五分）
⑥小	四百拾壹匁	手伝	貳百七拾四人
⑥小	三拾壹ノ七百八拾貳匁	店雑用并普請人用共	
⑥小	一貳百拾九匁六分	町内かし	
⑥小	一貳百拾九匁六分	小菱屋善兵衛かし	
⑥小	一三百拾貳匁五分	植村立安かし	
⑥小	一六百目	鍵屋甚兵衛かし	
⑥小	一貳百六拾貳匁三分	十兵衛取かへ物かし	

⑥小	一壹ノ三百八匁六分	銘々小遣過上かし
⑥小	一壹ノ目	入西雲寺預り
⑥小	指引テ	
⑥小	壹ノ八百三匁	かし
⑥小	織屋貸	
⑥小	一三百七拾六匁八分	越後屋伊兵衛
⑥小	一七百五拾三匁	龜屋兵七
⑥小	一三百七拾六匁八分	菱屋源右衛門
⑥小	一三百拾四匁	菱屋勘兵衛
⑥小	一八拾八匁四分	舛屋八兵衛
⑥小	一六九拾八匁八分	丸屋次左衛門
⑥小	一貳百貳拾匁	桔梗屋六兵衛
⑥小	一貳ノ百九拾八匁	島屋彦兵衛
⑥小	一壹ノ四百四拾四匁四分	紋屋九兵衛
⑥小	一六百貳拾八匁	丸屋孫兵衛
⑥小	一七百五拾三匁六分	坂本屋伊右衛門
⑥小	一六拾貳匁八分	和泉屋庄吉
⑥小	一拾匁	木屋清五郎

①小 一式百五拾壹匁式分

①小 一百廿五匁六分

①小 一三拾壹匁六分

①小 一式百五拾壹匁式分

①小 一六拾貳匁八分

①小 一六拾貳匁八分

①小 一六拾貳匁八分

①小 (八貫九百六十四匁七分) 代舟カシツ、エ入

有金銀

①小 一拾ノ五百五拾七匁六分

①小 金百三拾六兩壹歩

紋屋宇兵衛

鱗形屋茂兵衛

帶屋安右衛門

河内屋甚兵衛

榊屋勘兵衛

和久屋又兵衛

柏屋平兵衛

弘方

正有銀

(六十一匁五分) カイサ入替

(八貫三百七十九匁二分) 代舟マ舟エウ、マ入

①小 銀壹ノ九百九拾九匁四分

①小 錢拾貳ノ七文

(百七十八匁九分) 代舟エチ、ウ入

①小 一壹ノ五百三匁三分

①小 二口合拾貳ノ六拾日九分

右之通相改相違無御座候已上

亥

十月八日

(十四匁九分) シツ、ウ入替

賄方有銀

小島久兵衛 印

並河源兵衛 印

三井 八寿 印

岡本 道繁 印

(表紙)

文政元戊寅歲
從七月極月迄上之店目録

縦：450 mm
横：166 mm
紙数13枚
(表紙とも)

文政元年戊寅從七月極月迄

買物請方

印印 一四四拾八貫八百七拾貳貳分

印印 一百七拾七貫貳百八拾三匁六分

印印 六六拾貳拾六貫百五拾五匁八分

内

印印 貳百拾三貫九百九拾三匁

印印 貳百七拾四貫貳百四拾九匁二分

印印 三拾九貫〇八拾匁六分

印印 九拾八貫八百三拾三匁

買物払方

印印 一四四拾三貫五百六拾八匁

内

印印 百五拾四貫五百七拾匁四分

新買

古残物

撰系

色物

卷物

木綿

本店渡

撰系

印印 百八拾貫六百六拾五匁貳分

印印 三拾貫〇貳拾七匁九分

印印 五拾八貫三百〇四匁五分

印印 一三拾貫六百拾八匁五分

印印 一百九拾壹貫九百五拾九匁四分

内

印印 五拾九貫三百八拾四匁五分

撰系 印六百九拾六疋
印五拾八反

繪絹 印六疋

島縮面(縮) 印壹疋

印百貳拾貳反

紗綾 印貳疋

印印 九拾六貫百四拾匁九分

丹後 印貳拾疋
印百拾四反

紙入地 印壹疋
印百貳拾四反

御召羽織 印貳百六拾反

色物

卷物

木綿

諸方売

有代物

割帶地 印七反

織帶 印貳千〇拾六筋

熨斗目 印九疋 印百三拾八反

白練 印九疋 印三百四拾六反

夏襠 印百三下

夏羽織 印三百九拾四反

紗緞子 印拾疋 印三拾六反

緞子肩衣 印七拾三肩

絹縮 印貳疋 印六拾六反

数寄家 印貳百九拾反

上布

海氣 印貳拾貳疋

古珀棧留 印六疋 印壹反

萌黃生絹 印七本 印壹反

印八貫八百八拾壹分五分

今織 印四本 印百〇壹筋

素紹 印六疋 印三反

肩衣 印四拾三肩

編子 印四反

唐綾衿 印壹反

熨斗目 印貳反

印貳拾七貫五百五拾貳分五分

小倉 印百九拾七反

着尺 印三拾七反

羽織 印百五拾六反

雲齊 印五拾壹反

広棧留 印貳百九拾四疋 印九拾六反 印拾枚

帶 印七拾四筋

印六百四拾六貫百四拾五分九分

指引

印拾九貫九百九拾壹分

金銀請方

印一四百貳拾三貫五百六拾八分

本店渡

印一三拾貫六百拾八分五分

諸方売

印一貳百五拾三貫百七拾七分七分

本店過上

印七百〇七貫三百六拾四分貳分

金銀払方

印印	一六〇式拾六貫百五拾五匁八分	買物払
内		
印印	四百四拾八貫八百七拾貳匁貳分	新買
印印	百七拾七貫貳百八拾三匁六分	古残物
印印	一九貫六百八拾八匁九分	払方有銀
印印	一三拾七貫貳百拾八匁五分	糸方かし
印印	一拾貳貫九百四拾三匁貳分	織屋かし
印印	一壹貫貳百八拾壹匁三分	諸方懸残
印印	一壹貫貳百八拾壹匁三分	賄方有銀
印印	一四貫四百九拾六匁四分	同所有物
内		
印印	百拾貳匁貳分	(六十六匁) カカ、白米、壹石七斗
印印	百拾八匁八分	(三匁三分) ママ入 堅炭、三拾六匁
印印	百拾八匁四分	(三匁二分) マセ入 三拾七匁

印印	百〇壹匁四分	(二匁六分) セカ入 和炭、三拾九匁
印印	百貳拾七匁七分	(三貫六百匁) マカカ舟、薪、四百六拾貫匁
印印	四匁	(八分) チ入 茶、五斤
印印	九拾八匁八分	煙草、五貫匁
印印	貳百〇四匁	(二百四十匁) セ舟ツシ、灯油、八斗五升
印印	三拾匁三分	(六六) カカ 蠟燭、貳貫匁
印印	九百四拾五匁	紙類 其外いろいろ
印印	百三拾九匁九分	紺木綿 五疋下四状分
印印	貳貫四百九拾五匁九分	仕立方 文庫紙、中人紙
印印	一拾五貫百〇壹匁貳分	店雜用 手代・小供小遣ひ 下男、給銀
印印	一九貫六百貳拾四匁八分	方々貸
印印	七百拾七貫七百九拾匁貳分	
印	指引 拾貫〇四百貳拾六匁	

内	印 壹貫七百五拾貳匁四分	糸方出目
	印 壹貫〇八拾七匁六分	別印口錢
	引残 印 七貫五百八拾六匁	金払徳
利寄		
内	印 一拾九貫九百九拾匁壹分	買物利
	印 六貫五百七匁貳分	撰糸利
	印 九貫百六拾八匁四分	色物利
	印 貳貫百八拾六匁壹分	巻物利
	印 貳貫百貳拾八匁四分	木綿利
	印 一七貫五百八拾六匁	金払徳
	印 一壹貫七百五拾貳匁四分	糸方出目
	印 一壹貫〇八拾七匁六分	別印口錢
	印 三拾貫四百拾六匁壹分	
内	印 拾五貫百壹匁貳分	雜用
指引		

	印 拾五貫三百拾四匁九分	正利
	本有物	
	印 一百九拾壹貫九百五拾九匁四分	有代物
	印 一拾貫九百六拾九匁	払方・賄方有銀
	印 一三拾七貫貳百拾八匁五分	糸方貸
	印 一拾貳貫九百四拾三匁貳分	織屋貸
	印 一壹貫貳百八拾壹匁三分	方々懸残
	印 一四貫四百九拾六匁四分	賄方有物
	印 一九貫六百貳拾四匁八分	諸方貸
内	印 貳百六拾八貫四百九拾貳匁六分	
	印 貳百五拾三貫百七拾七匁七分	本店過上
	印 拾五貫三百拾四匁九分	正利
	右之通髓ニ預リ申候以上	
卯三月		
	井 沢 嘉 六 (花押)	
	白 瀬 七右衛門 (花押)	
	多 田 喜左衛門 (花押)	

大元方
上嶋七郎兵衛殿

買物利廻り荒仕分

印(四)(二)(八)
印ツ歩セ朱。チ
一六貫五百。七匁二分

撰系利

但買高
印式百拾三貫九百九拾三匁

内
印五拾九貫三百八拾四匁五分

店卸有代物

引て
印百五拾四貫六百。八匁五分

渡建

印(五)(二)(四七)
印サ歩イ朱ツエ
一九貫百六拾八匁四分

色物利

但買高
印式百七拾四貫式百四拾九匁二分

内
印九拾六貫百四拾匁九分

店卸有代物

引て
印百七拾八貫百。八匁三分

渡建

印(七)(二)(三八)
印エ歩セ朱マチ
一三貫百八拾六匁七分

巻物利

但買高
印三拾九貫。八拾匁六分

内

印八貫八百八拾壹匁五分

店卸有代物

引て
印三拾貫百九拾九匁七分

渡建

印(二)(九)(八五)
印セ歩ウ朱チサ
一三貫百式拾八匁四分

木綿利

但買高
印九拾八貫八百三拾三匁

内

印式拾七貫五百五拾式匁五分

店卸有代物

引て

印七拾壹貫式百八拾匁五分

渡建

印(二)(六)(九)
印イ歩カ朱ウ
一七貫五百八拾六匁

金払徳

但買物払高

印四百四拾八貫八百七拾式匁二分

印(二)(七)(四六六)
印セ歩エ朱ツカカ
一拾式貫四百七拾四匁九分

正利

但代物渡高
印四百五拾四貫百八拾六匁五分

印一壹貫七百五拾式匁四分

糸方出目

印一壹貫。八拾式七匁六分

別印口銭

小遣仕分

手代拾六人

子供拾人	印印	一壹貫九百拾六匁四分	餅米 壹石
下男四人	印印	一七拾五匁	炭 壹石
ノ三拾人	印印	一四百九拾九匁五分	薪 三千三拾六貫五百匁
	印印	一壹貫四百拾匁三分	茶 貳拾斤
	印印	一七百貳拾貳匁九分	煙草 拾壹貫五百匁
	印印	一九百貳拾三匁	青物・野菜・豆腐・昆布 其外香物
	印印	一三百三拾八匁五分	肴代
	印印	一貳百八拾貳匁七分	小遣帳、小買物
	印	八口ノカノ舟カチマ入 (六貫百六十八匁三分)	酒 貳石五斗貳舛
	印印	一三百拾三匁壹分	燈油 壹石〇三舛
	印印	一四百拾匁四分	蠟燭 五貫六拾八匁
	印印	一拾七匁壹分	帳紙・墨・筆 其外いろいろ
	印印	一五百九拾八匁六分	置口
			藥礼其外丸散共

町儀・付届・寺社包銀	印印	一五百五拾匁八分
振舞客用、家内顔見せ 入用	印印	一貳貫〇九拾壹匁七分
撰糸仲間入用	印印	一拾五匁九分
丹印仲間入用	印印	一貳百貳拾九匁六分
永印同 入用	印印	一九匁三分
道具類并碗・家具	印印	一百九拾九匁九分
普請方所々繕入用	印印	一三百三拾三匁三分
雇人并内働共	印印	一貳百拾四匁五分
傘・挑灯并桶類入用 (堤)	印印	一貳拾五匁九分
髮結賃	印印	一百五拾壹匁貳分
風呂舖・小物・洗物代	印印	一九拾三匁
西雲寺、利銀	印印	一四拾八匁
被下物 井川義助 紬 壹疋、裏絹代	印印	一百〇三匁
手代・子供、小遣ひ 下男、給銀	印印	一三貫五百貳拾七匁七分
	印印	拾五貫百〇壹匁貳分
但老人前 人数三拾人 (五百三匁三分七厘) 印サ舟〇マ、マ入チリン		

印印	内カノ舟カチマ入 (六貫百六十八匁三分) (二百五匁六分一厘)	雑用
印印	但老人前印セ舟。サカ入イリン	
印	一日老人前印 (一匁二分六厘一四)	
	イセ入カリンイツ余	
	七月十五日カ 十二月晦日迄 日数百六十三日	
	賄方貸預	
印印	一老貫目	入西雲寺預
印印	一老貫六百拾老匁五分	入北山平三郎 屎手積
印印	一拾貳貫貳百三拾六匁三分	銘々小遣、過上かし
	差引	
印	印九貫六百貳拾四匁八分	
	織屋当座貸	
印印	一老貫六百三拾八匁六分	榊屋 卯兵衛
印印	一百四拾六匁五分	津国屋 伊兵衛
印印	一三百六拾六匁	芋屋 忠兵衛
印印	一貳百拾貳匁貳分	丹波屋 伊兵衛
印印	一百貳拾七匁六分	綿屋 平兵衛
印印	一老貫九拾三匁七分	丹波屋 重兵衛
印印	一貳拾九匁八分	依屋 平助

印印	一貳拾八匁五分	熨斗目や忠右衛門
印印	一八百。貳匁八分	伊勢屋 宇兵衛
印印	一四百四拾九匁四分	榊屋 六兵衛
印印	一貳貫九百五拾五匁九分	丸屋 伊兵衛
印印	一老貫六百。貳匁五分	梅鉢屋 次助
印印	一六拾四匁壹分	茶屋 安兵衛
印印	一五拾九匁八分	松屋 宇兵衛
印印	一九拾七匁五分	木屋 半兵衛
印印	一老貫。四匁八分	島屋 彦兵衛
印印	一四百三拾六匁四分	桜井屋 助六
印印	一百五拾三匁九分	井筒屋 文助
印印	一貳百三拾九匁壹分	升屋 勘兵衛
印印	一三拾六匁六分	鱗形屋 次兵衛
印印	一三拾貳匁八分	十一屋 伊兵衛
印印	一百老匁五分	帯屋 与八
印印	一貳拾八匁八分	丸屋 お梅
印印	一老貫貳百三拾五匁	松屋 新六

印 拾貳貫九百四拾三匁貳分

印 壹貫貳百八拾壹匁三分

有金銀

印 九貫六百八拾八匁九分

但

(八匁三分)

印 金八拾六兩壹步貳朱

印 代 五貫三百八十一匁二分
マ舟チイ、イ入

印 銀三貫四百六拾六匁八分

賄方懸残

弘方有銀

印 錢九拾八貫九百四拾七文
(八匁五分) チサ入

印 代 八百四十一匁
マ舟ツイ、

印 壹貫貳百八拾匁壹分

印 貳口合拾貫九百六拾九匁

右之通相改相違無御座候以上

賄方有銀

浅井文右衛門
丸山亦右衛門